

記者発表（資料配付）				
月／日 （曜日）	担当課・班	電 話	発表者 （担当班長）	その他配付先
11/16 （木）	社会教育課 施設・管理班	(078)362-9434	課長 土屋 由利子 （主幹 茶谷 剛安）	なし

博物館法第10条の規定による博物館の登録について

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、下記のとおり博物館を登録しました。

記

1 登録内容

登録年月日	平成29年11月1日
登録番号	第32号
設置者の名称 及び住所	尼崎市 尼崎市東七松町1丁目23番1号
名 称	尼崎市立文化財収蔵庫
所 在 地	尼崎市南城内10番地の2
備 考	種別 歴史博物館

2 登録博物館の要件等

博物館登録審査（博物館法第12条）						
(1) 博物館の事業を達成するために必要な博物館資料があること。						
歴史	考古	民俗	産業	美術工芸	複製	模型
8,519点	17点	102点	4,856点	1,138点	64点	16点
合計						14,712点
※その他、図書：25,325冊、写真：9,548点						
(2) 必要な学芸員、その他職員を有すること。						
(職員数) 10名						
(内 訳) 館長：1名 学芸員：8名（内 嘱託2名）						
事務職員：1名						
(3) 必要な建物及び土地があること（建物面積約165㎡以上）。						
土地面積：8,663㎡ 床面積：本館 2,090㎡						
産業・民俗資料室 252㎡						
(4) 一年を通じ百五十日以上開館すること。						
・平成28年度実績 ・309日（※月曜日及び年末年始休館）						

3 入館料及び開館時間

入館料	無料
開館時間	午前9時～午後5時30分（入館は午後5時まで）

4 登録博物館等の状況（平成29年11月1日現在）

施設の分類	施設数	内 訳
登録博物館	23館	美術（9）歴史（10）総合（3）科学（1）
博物館相当施設	13館	美術（1）歴史（4）総合（1）科学（4） 動物園・水族館（3）